

令和4年度 調布市立第五中学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・東京都教育委員会いじめ総合対策
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等
- ・調布市いじめ撲滅の手引き

目指す児童・生徒像

- ①思いやりと助け合う心をもとう（協力心・責任感・奉仕の精神）
- ②自ら学ぶ人になろう（積極性・自主性・自律性）
- ③心と体を鍛えよう（強い意志・忍耐力・強健な体力）

〇目標策定の方針
生徒の実態

- ・明るく素直な生徒が多い。
- ・行事等は、男女協力して仲良く活動する。

保護者・地域・学校評議員や学校関係者委員会からの意見等

- ・健康で安全な生活と、確かな学力を身につけて欲しい。

いじめ防止等に関する学校の目標

- ・全ての生徒が自分の能力や個性を安心して発揮し、安心して諸活動に取り組むことができる。
- ・いじめ防止対策委員会を週一回設置し、いじめの未然防止はもとより、早期発見、早期解決を図る。
- ・「するを許さず・されるを責めず・いじめに第三者なし」の心を育む。

いじめの未然防止・早期発見のために

〇教職員の指導力の向上

- ・体罰の否定・教育相談的援助
- ・授業改善・いじめに関する研修
- ・人権教育プログラム、いじめ撲滅の手引き、人権教育ニュース、人権教育指導啓発資料の活用
- ・携帯電話取り扱いに関する研修
- ・教育コーディネータ室との連携に関する研修

〇学校の組織的対応

- ・生徒のアンケートおよび聞き取りの実施
- ・ふれあい月間を活用しアンケートを実施して、子ども1人1人の状況を把握する視点を重視する。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接（中1）
- ・自己肯定感の獲得
- ・スクールサポーターによる個別学習支援の推進
- ・放課後学習教室
- ・長期休業中の学習教室
- ・定期考査前の質問教室

いじめ防止対策委員会（校長、副校長、生徒指導主任、各学年生活指導部、SC、担任、養護教諭）

【いじめの未然防止】

- ・いじめ防止等の対策のための「組織」
- いじめ相談窓口、いじめ防止対策委員会、特別支援教育校内委員会、生活指導部会、不登校支援委員会、学年会 等
- ・「いじめ相談窓口」の開設について、生徒・保護者・地域への周知方法
- 保護者会、学年・学級だより、学校ホームページ、掲示物 等
- ・校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
- ・管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学級担任等の立場から働きかける指導内容
- いじめ問題への深い認識と広い知識、心理的事実を見抜く洞察力、健やかな感性、相手の立場に立った共感的理解、人間関係の把握、「かけがえのない存在」という思い等
- ・生徒会の取組等
- いじめ防止標語募集(生徒手帳にいじめ防止スローガン、各学年のサブスローガンの記載)
- ・インターネットを通しておこなわれるいじめに対する対策について
- 保護者への注意喚起と早期情報提供、セーフティ教室・携帯電話教室において外部機関を活用した情報モラル教育の推進

【いじめの早期発見】

- ・いじめ防止についてアンケートを実施（月1回） 担任との連絡帳のやり取り（週1程度）
- いじめ防止対策委員会（校長、副校長、生活指導主任、各学年生活指導部、スクールカウンセラー、**特別支援教育通級指導教室専門員、スクールサポートサポーター、養護教諭**）の設置
- ・学校いじめ相談窓口の周知と活用
- ・スクールカウンセラーによる全員面接（中1）
- ・生活指導部会 兼 いじめ防止対策委員会、特別支援教育校内委員会 兼 不登校支援委員会を**毎週1回設置して情報共有**

〇スクールカウンセラーとの連携

- ・特別支援教育校内委員会を週1回設置し、連携を強化。
- ・担任とともに状況を把握、共有し、指導状況を確認
- ・児童・生徒の・実態把握やケアの取組内容

〇保護者・地域との連携

- ・保護者会の工夫
- ・三者面談の充実
- ・学年・学校便り等の配付
- ・PTA委員会との連携
- ・保護者との合同行事（合同パトロール・美化）
- ・学校支援地域本部設置
- ・民生児童委員との連携

具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ防止対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）

<p>①実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の様態 ・被害の状況 ・集団の構造 ・いじめの動機と背景 ・被害生徒の状況 ・加害生徒の状況 ・保護者と職員等の現状把握の状況 ・他の問題行動との関連 ・他の課題との関連 	<p>②指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談窓口（校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、養護教諭）の設置 ・いじめ防止対策委員会（校長、副校長、生活指導主任、各学年生活指導部、スクールカウンセラー、担任、養護教諭）の設置 「対策委員会の取り組み」 ・教育相談体制の確立 ・学年、分掌の連携強化 ・いじめ問題の研修を実施 	<p>③＜被害生徒の支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護 ・情報の共有と対応検討 ・問題解決に向けての援助 <p>＜加害生徒の指導＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめの加害者にならない」という確認と自己の言動が与えた影響についての確認のもと、変容を促す指導・心理的な責任を果たすよう指導 ・法的な責任を果たすよう指導
---	--	---

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携

連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、スクールソーシャルワーカー、多摩児童相談所、調布警察署、立川少年センター、医療機関 等）

指導・援助の基本姿勢確認、緊密な連携体制の確立、本人への支援方法を助言、協働事項の確認、関係機関の提示 等

*重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

↓

- ① 教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ② 被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③ 加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④ 警察や児相等との連携
- ⑤ 緊急保護者会の開催

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
各教科	普通救命講習（第3学年）						「人権週間」							
	・英語：あいさつ・体育：協力・友情・技術：情報モラル・音楽：助け合い・英語：異文化交流・家庭：家庭と家族・家庭：幼児の発達・音楽：命・友情													
生活指導	ふれあい月間		セーフティ教室			ふれあい月間		「いのちと心の教育」月間		ふれあい月間				
	生活の様子についてのアンケート いじめ防止調査（月1回） 生活の様子についてのアンケート													
学校行事	入学式	体育大会		終業式				始業式		合唱コンクール		卒業式		
	始業式	いのちと心の教育										終業式	始業式	修了式
特別活動	集団生活のルール		体育大会での協力			修学旅行での協力（3年）			移動教室での協力（1年）					
	調布市防災教育		職場体験（2年）			校外学習での協力（2年）								
道徳科	基本的な生活習慣・誠実・思いやり・友情・異性理解・寛容の心・弱さの克服・正義・集団生活の向上・愛校心・人類愛・集団生活のルール													
	諸問題の解決・思春期の不安や悩み・男女の理解・協力・人間関係の確立・将来設計・いのちと心の教育月間													
家庭・地域	社会を明るくする運動 三者面談			道徳地区公開講座			学校評価アンケート			地域懇談会				
	学年保護者会・調布市防災教育の日			学年保護者会			学年保護者会			学年保護者会				